

経営計画作成支援セミナー

～補助金を活用して消費増税に負けない売上アップを目指す～

小規模事業者持続化補助金にもご活用いただけます

無料

平成31年10月から消費増税が予定されています。事業者の皆様にとって今まで以上に厳しい経営環境へと変化する前に、補助金を活用して売上アップを目指し、経営力の強化につながるよう、本セミナーを開講します。

**【日 時】 平成28年12月13日（火）
14時00分～16時00分**

【場 所】 島原商工会議所

【講 師】 中小企業診断士 田上美香 氏

【主 催】 島原商工会議所

【後 援】 有明町商工会

小規模事業者持続化補助金の内容は、このチラシの裏面または島原商工会議所ホームページをご覧ください。

主な内容



- § ケースで考える消費税率引上げ対策
- § 経営計画の重要性
- § 経営計画の活用事例（補助金など）
- § 経営計画作成のポイント

※ 参加ご希望の方は、資料等準備の都合上、12月6日（火）までにお申し込み下さい。

【問合せ及び申込先】

島原商工会議所・中小企業相談所（担当：森永・池田）

〒855-8550 島原市高島二丁目7217 TEL 0957-62-2101 FAX 0957-62-2393

島原商工会議所 行 **経営計画作成支援セミナー申込書** 〈FAX 62-2393〉

事業所名	
所在地	TEL () FAX ()
参加者名	

※ご記入頂いた情報は、商工会議所からの各種連絡に利用するほか、講師が閲覧することがあります。

販路開拓等をお考えの小規模事業者の皆様へ!!

小規模事業者持続化補助金

[中小企業庁 平成28年度第2次補正予算事業]

支援セミナーを開催します。
本チラシの裏面をご覧ください。

経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し、原則50万円を上限に補助（補助率：2/3）します。〔従業員の賃金引き上げ・雇用増加（社会保険加入が必要）・買物弱者対策・海外展開の取り組みについては、100万円が上限。また複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業については、1事業者あたりの補助上限額×連携小規模事業者数（500万円が上限）。〕

【概要】詳細は、【URL <http://h28.jizokukahojokin.info/ippan/>】の公募要領等をご確認下さい。

◆補助対象者

小規模事業者

業 種	常時使用する従業員の数
卸売業・小売業	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	

※医師等、組合、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、宗教法人、NPO法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、任意団体等は対象になりません。

※申請時点で事業を行っていない創業予定者は対象になりません。

◆対象となる事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業。
或いは、販路開拓等とあわせて行う業務効率化（生産性向上）のための事業。

◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費（買物弱者対策の場合のみ）、委託費、外注費

◆補助率・補助額

◇補助率 補助対象経費の2/3以内

◇補助額 上限50万円（従業員の賃金引き上げ・雇用増加・買物弱者対策・海外展開の取り組みについては、上限100万円、共同事業は上限500万円）

◆手続きの期限等【計画書（指定様式・申請書含む。）の作成・提出が必要となります。】

受付締切 【島原商工会議所】	平成29年1月13日（金）17時必着
申請書送付締切 【日本商工会議所・東京】	平成29年1月27日（金）消印有効
採択結果公表	平成29年3月中旬頃予定
実施期間	交付決定通知書受領後～平成29年12月31日（日）
実績報告	補助事業完了後30日を経過する日、又は平成30年1月10日（水）のいずれか早い日までに報告（事務局必着）

※地元商工会議所で作成する書類がある為、日本商工会議所（東京）送付前に申請者が作成した事業計画書を確認させていただきますので、島原商工会議所へ計画書等を提出下さい。

【問い合わせ先】

◇島原商工会議所 TEL 0957-62-2101

◇日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局（申請書送付先）

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-11-8

TEL 03-6447-0820 [9:30～12:00、13:00～17:30（土日祝日・年末年始除く）]